

# 持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則

第7回

定時総会・テーマ別意見交換会

配布資料

平成30年3月7日



## 21世紀金融行動原則

# 目次

【プログラム】 .....	1
【総会資料】	
持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則.....	3
ご来賓挨拶 .....	4
第7回定時総会・決議事項.....	5
優良取組事例の選定 .....	8
平成29年度活動報告 .....	18
今後の運営について .....	39
【参考資料】	
参考資料1 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」運営規程 ..	42
参考資料2 21世紀金融行動原則署名機関等一覧.....	51
参考資料3 ホームページデザイン イメージ .....	54

# プログラム

日 時： 平成 30 年 3 月 7 日（水） 13：30～17：00

場 所： 都道府県会館 1 階 大会議室（東京都千代田区平河町 2－6－3）

## I. 21 世紀金融行動原則 第 7 回定時総会（13：30～14：40）

1. 開会挨拶 環境省 総合環境政策統括官 中井 徳太郎 氏
2. ご来賓挨拶 金融庁 監督局長 遠藤 俊英 氏
3. 第 7 回定時総会・決議事項
  - （1）総会共同議長の選任
  - （2）運営委員の選任
  - （3）監事の選任
4. 優良取組事例の表彰
  - （1）特別賞（21 世紀金融行動原則 運営委員長賞） 表彰
  - （2）環境大臣賞 総合部門 表彰
  - （3）環境大臣賞 地域部門 表彰
5. 平成 29 年度活動報告
  - （1）運営委員会の活動
  - （2）平成 29 年度取組事例の作成
  - （3）ワーキンググループ（WG）の活動
  - （4）会費の徴収状況 等
6. 今後の運営について
  - （1）新規ホームページ公開
  - （2）次年度の活動予定

## Ⅱ. テーマ別意見交換会 (14:50~16:35)

1. 地方創生テーブル 【会場：4階 401会議室】  
＜署名金融機関のみ参加可能＞  
＜テーマ＞ 地域金融機関のESGへの取り組み  
～持続可能なビジネスモデルの手法の手がかりを探る～
2. ESG投資テーブル 【会場：4階 402会議室】  
＜署名金融機関及び  
環境情報開示基盤整備事業 登録企業及び投資家のみ参加可能＞  
＜テーマ＞ 企業価値に結びつく情報開示とは何か  
～改善した統合報告書、良い統合報告書を参考に～

## Ⅲ. 閉会 (16:45~17:00) 【会場：1階 101大会議室】

1. テーマ別意見交換会の総括
2. 閉会挨拶 株式会社 日本政策投資銀行 執行役員 産業調査本部副本部長  
21世紀金融行動原則 共同運営委員長  
預金・貸出・リース業務WG座長  
竹ヶ原 啓介 氏

第7回定時総会司会：

一般社団法人 エシカル協議会代表理事、フリーアナウンサー 末吉 里花 氏

※『世界ふしぎ発見!』ミステリーハンター、他出演多数

## 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

# 来賓紹介

## 1. 開会挨拶

- 環境省 総合環境政策統括官 中井 徳太郎 氏



### 【プロフィール】

東京大学法学部卒業。大蔵省入省後、主計局主査などを経て、富山県庁へ出向。日本海学の確立・普及に携わる。その後、財務省理財局計画官、財務省主計局主計官（農林水産省担当）などを経て、東日本大震災後の2011年7月の異動で環境省に。総合環境政策局総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房秘書課長、大臣官房審議官、廃棄物・リサイクル対策部長を経て、2017年7月より現職。

## 2. ご来賓挨拶

- 金融庁 監督局長 遠藤 俊英 氏



### 【プロフィール】

1982年東京大学法学部卒業、同年大蔵省入省。84年英国（LSE）留学（経済学修士）、88年広島国税局米子税務署長、98年IMFアジア太平洋局審議役、財政局審議役を経て2002年金融庁証券取引等監視委員会特別調査課長。05年監督局銀行第一課長、07年総務企画局信用制度参事官を経て08年検査局総務課長、09年総務企画局総務課長、10年監督局参事官、11年監督局審議官、13年総務企画局審議官、14年金融庁検査局長、15年7月より現職。

# 決議事項

平成 30 年 3 月 7 日

21 世紀金融行動原則  
署名金融機関等 各位

総会共同議長

## 21 世紀金融行動原則 第 7 回定時総会 決議事項について

【第 1 号議案】

総会共同議長の選任

下記の署名金融機関等を、平成 30 年 3 月 7 日より総会共同議長としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

### 立候補署名金融機関

- ・東京海上アセットマネジメント 株式会社
- ・リコーリース 株式会社

<参考> 21 世紀金融行動原則運営規程（総会共同議長の選任等に関する箇所抜粋）

#### 第 4 章 総会

##### 第 14 条（議長）

1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から 2 機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
2. 議長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

**【第2号議案】****運営委員の選任**

下記の署名金融機関等を、平成30年度及び平成31年度運営委員としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

## 立候補署名金融機関

- ・株式会社 静岡銀行
- ・損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
- ・第一生命保険 株式会社
- ・日興アセットマネジメント 株式会社
- ・株式会社 日本政策投資銀行
- ・株式会社 八十二銀行
- ・株式会社 三井住友銀行
- ・三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
- ・リコーリース 株式会社
- ・株式会社 りそな銀行（新規）

〈参考〉21世紀金融行動原則運営規程（運営委員の選任等に関する箇所抜粋）

**第13条（決議事項）**

総会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 第22条第2項に規定する運営委員の選任及び解任

**第22条（構成）**

1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として10機関選任されるものとする。
3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の20日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則2年とし、再任を妨げない。

【第3号議案】

監事の選任

下記の署名金融機関等を、平成30年度及び平成31年度監事としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関

・株式会社 滋賀銀行

・株式会社 千葉銀行

〈参考〉21世紀金融行動原則運営規程（監事の選任等に関する箇所抜粋）

第13条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

2. 第15条第1項に規定する監事の選任及び解任

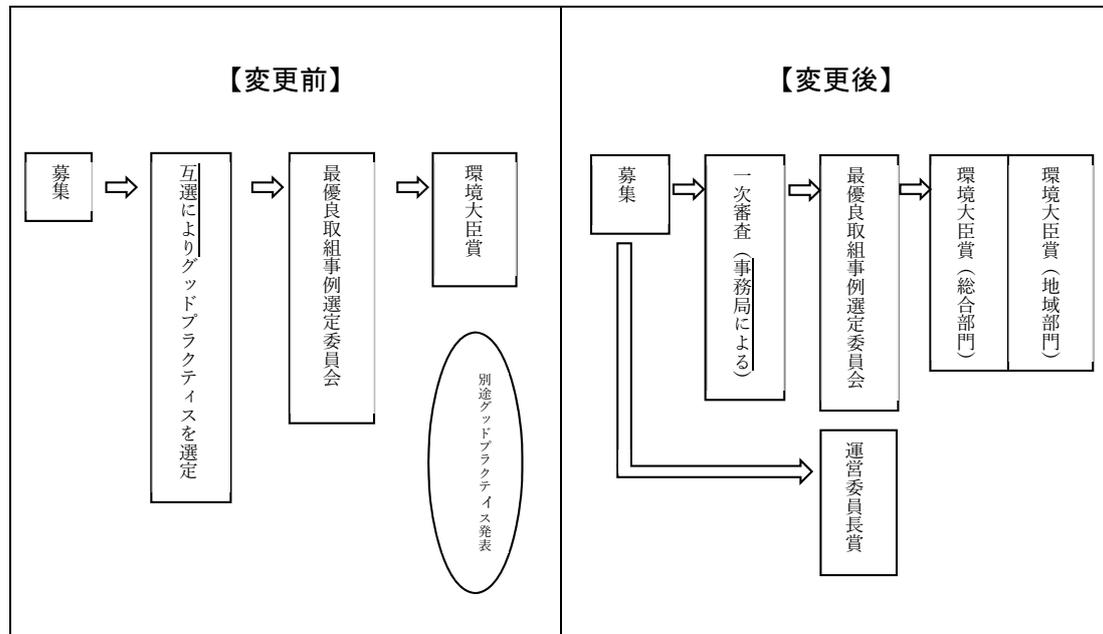
第15条（監事）

1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として2機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は4年とする。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - （1）行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
  - （2）前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は運営委員会に報告すること。

以 上

# 優良取組事例の選定

- 第1回運営委員会での議論、第1回臨時運営委員会での決議に基づき、今年度より、業務部門別のグッドプラクティスの選定を廃止し、業務部門を越えて最優良取組事例を最大2事例選定、加えて地域における取組に焦点を当てることを主眼とし、環境大臣賞（地域部門）を新たに設けることとなった。
- また、第2回運営委員会での議論に基づき、大臣賞に準じるものとして表彰に値する事例を特別賞（運営委員長賞）として両運営委員長に選定を一任することとなった。



## 【実施スケジュール】

- 優良取組事例募集期間：平成29年11月9日～平成30年1月15日
- 応募件数は28件、一次審査通過は11件。
- 第1次審査期間：平成30年1月中旬～1月末。
- 最優良取組事例（環境大臣賞）選定委員会：平成30年2月20日
- 特別賞（運営委員長賞）審査期間：平成30年2月下旬

## 【最優良取組事例選定委員会 委員】

- 委員長 末吉 竹二郎 氏 (UNEP FI 特別顧問)
- 委員 黒田 かをり 氏 (CSO ネットワーク 事務局長・理事)
- 委員 水口 剛 氏 (高崎経済大学 経済学部 教授)
- 委員 奥山 祐矢 氏 (環境省 大臣官房 環境経済課長)

## 【選定基準】

- ① 先進性がある。
- ② 独自性がある。
- ③ 社会へ与える影響が大きい。
- ④ ステークホルダーへの意識改革を促す。
- ⑤ (地場) 産業発展への貢献につながる。
- ⑥ 継続性がある。
- ⑦ 他の金融機関と連携している  
又は連携が可能である。
- ⑧ 実績 (販売数や販売額等) がある。
- ⑨ 地域性がある。
- ⑩ グローバルな広がりを持つ。

### 最優良取組事例選定のための応募申込書

21世紀金融行動原則 第6回 最優良取組事例選定のための応募申込書

取組の名称			
取組の開始時期	平成 年 月 日		
取組のWEBサイト	http://		
該当する原則 (該当する原則に○印)	原則1		原則5
	原則2		原則6
	原則3		原則7
	原則4		
取組の概要			
取組のアピール点(取組の効果や実績など)※応募要項の「最優良取組事例選定の観点」に留意して記入してください。			
取組を実施している地域名、取組の対象となる地域名※特定の地域内での取組、または特定の地域を対象とした取組の場合			
担当者及び 担当者連絡先	金融機関名		
	所属部署		役職
	氏名		
	住所		
	電話番号		FAX
E-mail			

※本申込書はA4、1ページに取めてください。

※取組内容を説明する資料を添付することができます。(書式自由。電子データまたは郵送で提出)

# 優良取組事例

## 【最優良取組事例 環境大臣賞】

### <総合部門>

第一生命保険株式会社 資産運用における ESG 投資

### <地域部門>

株式会社北都銀行 地域資源を活用した木質バイオマス発電事業への取組み

## 【特別賞 運営委員長賞】

株式会社京葉銀行 7色の虹を千葉から未来へ  
～千葉大学×京葉銀行 ecoプロジェクト～

西武信用金庫 地域活性に資する NPO 団体・ソーシャルビジネスへの総合  
支援の取組み

株式会社三井住友銀行 子ども向け環境情報誌「JUNIOR SAFE」発行

# 第6回最優良取組事例 環境大臣賞（総合部門）

## 資産運用における ESG 投資

第一生命保険株式会社

### 概要

#### ■資産運用における責任投資の位置づけ

第一生命保険株式会社は、資産運用高度化に向けた重点取組の1つとして、機関投資家としての社会的責任を踏まえた投資（責任投資）を従前より推進。責任投資は、収益性の向上と社会課題解決の同時追求を目指す ESG 投資と、投資先企業の企業価値向上を目指すスチュワードシップ活動から構成され、それぞれ「ESG 投資方針」および「スチュワードシップ活動方針」を策定し、体系的な取組を実施されている。また、2015 年に国連責任投資原則（PRI）にも署名している。PRI による年次アセスメントを通じて継続的なプロセス改善を目指す。

#### ■ESG 投資方針

ESG 投資を、収益性を前提に社会課題解決に繋がるテーマを持った資産等への投資を行う「ESG テーマ型投資」と、投資プロセスに ESG 要素を体系的に組み込む「ESG インテグレーション」に分類・定義。ESG 投資方針に基づき、①収益性を前提に、第一生命グループの社会貢献テーマに即した ESG テーマ型投資案件の発掘に注力しつつ、②リスク抑制や中長期的な収益力向上を図る ESG インテグレーションの態勢整備に取り組む。

#### ■ESG 投資の推進態勢

年度毎に ESG 投資方針を策定し、アセット横断的な取組を実施。2017 年度には、ESG 投資の進捗を確認するとともに、ESG 投資に係る資産運用部門内の理解促進を図るため、資産運用部門各々が参加する「責任投資会議」を設置し、推進態勢を強化した。

### 取組のアピール点

#### ■国際開発金融機関が発行する社会貢献型債券への投資

（【グローバルな広がりを持つ】【継続性がある】）

2014 年度から取組を開始した「国際開発金融機関が発行する社会貢献型債券への投資」は、これまで 7 件（合計約 660 億円）投資を実行しており、7 件とも、発行された債券の全額を当社が単独で購入しています。当該債券の取組地域はアジア・欧州・アフリカ・ラテンアメリカとグローバルに広がっており、取組テーマも貧困・教育・農業・健康・電力・女性活躍と様々なテーマに取り組んでいます。

#### ■インパクト投資（【先進性がある】【社会へ与える影響が大きい】）

2017 年度、運用収益獲得と社会的インパクトの創出（社会の構造変化等）の両立を意図したインパクト投資を開始しました。第一号案件として、途上国でマイクロファイナンス事業を展開し、途上国における金融アクセスの改善を目指す五常・アンド・カンパニー株式会社に対し 4 億円の投資を行いました。

#### ■国内での ESG 投資普及を見据えた取組（【先進性がある】【ステークホルダーへの意識改革を促す】）

・国内での ESG 投資の普及を見据え、ESG インテグレーションの態勢整備に取り組んでいます。2017 年度には、株式リサーチおよびクレジットリサーチにおける ESG 考慮を体系化しており、今後もリスク抑制や中長期的な収益力向上に有効な手法の導入を検討していく方針です。

・また 2017 年 11 月には、日本における ESG 投資の拡大に寄与すべく、GPIF が選定した ESG 指数への運動を目指す日本初の私募投信を運用会社と共同開発し、投資を行いました。

## ESG テーマ型投資の取組み事例と SDGs への貢献

リリース日	投資内容	投資額	SDGs		
《インパクト投資》					
2017/10	マイクロファイナンス事業支援を行う五常・アンド・カンパニー株式会社	4億円	1 貧困をなくそう		
2017/10	新世代バイオ素材開発を行うSpiber株式会社	10億円	9 産業と技術革新の振興をつくろう		
2018/2	禁煙等の治療アプリ開発を行う株式会社キュア・アップ	2億円	3 すべての人に健康と福祉を		
《テーマ型債券》					
2014/12	インクルーシブ・ビジネス・ボンド	開発途上国における低所得者層のビジネス参画支援	約120億円	1 貧困をなくそう	8 働きがいも経済成長も
2015/7	EYEボンド	開発途上国における若年層の教育・雇用支援	約60億円	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も
2015/12	マイクロファイナンス・ボンド	開発途上国の中小・零細企業への支援	約120億円	1 貧困をなくそう	
2016/11	フィード・アフリカ・ボンド	アフリカの農業・農業ビジネス支援	約52億円	2 飢餓をゼロに	
2017/3	ヘルス・ボンド	アジア太平洋地域の保健衛生支援	約110億円	3 すべての人に健康と福祉を	
2017/9	ライト・アップ・アンド・パワー・アフリカ・ボンド	アフリカの電力・エネルギー供給の支援	約100億円	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	
2017/10	東京グリーンボンド	東京都のスマートエネルギー都市づくりへの貢献	非公表	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	13 気候変動に具体的な対策を
2017/11	鉄道・運輸機構が発行するグリーンボンド	公共輸送拡充への支援	非公表	11 住み続けられるまちづくりを	
2017/11	ジェンダー・ボンド	アジア太平洋地域の女性活躍推進に向けた取組支援	約100億円	5 ジェンダー平等を實現しよう	
《プロジェクトファイナンス》					
2014/4	山梨県北杜市における太陽光発電プロジェクト	23億円	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
2014/4	香川県三豊市における太陽光発電プロジェクト	22.5億円	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
2014/8	福島県泉崎村における太陽光発電プロジェクト	10億円	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
2015/8	福島県南相馬市における太陽光発電プロジェクト	4.2億円	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
2017/1	ドイツにおける洋上風力発電設備建設プロジェクト	約35億円	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
2017/4	カタールにおける天然ガス処理プラント設備建設プロジェクト	約57億円	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
2017/7	トルコ共和国における病院整備運営事業プロジェクト	100億円	3 すべての人に健康と福祉を		
2017/12	英国における高速鉄道線路コンセッションプロジェクト「High Speed 1」	約45億円	11 住み続けられるまちづくりを		
2017/12	豪州における海水淡水化プロジェクト「Victorian Desalination Project」	約44億円	6 安全な水とトイレを世界中に		

## ○選定理由

- ・ 欧州で始まった ESG 投資の機運が日本でも昨今高まる中、機関投資家としての社会的責任を踏まえた投資を従前より推進してきた生命保険会社が、第一生命保険株式会社である。
- ・ 国民の生命保険を預かっている生命保険会社として、積極的に ESG 投資に取り組んでいることは、金融の社会性が問われる時代において高く評価できる。インパクト投資や国際開発金融機関が発行する社会貢献型債券などの「ESG テーマ型投資」に加えて、投資プロセスに ESG 要素を組み込む「ESG インテグレーション」も 2017 年度より体系化し進めている。
- ・ ESG 投資を一過性のものとするのではなく、年度毎に「ESG 投資方針」を見直し、また 2017 年度には「責任投資会議」及び「責任投資委員会」を新設し、ESG 投資の推進体制を整備していることは、先進的な取組であり、社内外のステークホルダーの意識改革も促している点が評価できる。
- ・ 以上の理由に加え、我が国における更なる同種の取組への期待を込めて、本事例を第 6 回最優良取組事例に選定した。

# 第6回最優良取組事例 環境大臣賞（地域部門）

## 地域資源を活用した 木質バイオマス発電事業への取組み

株式会社北都銀行

### 概要

- 平成 27 年 3 月に、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（秋田県秋田市）による秋田県内の未利用間伐材などを活用した木質バイオマス発電事業について、同行を中心に秋田県内の金融機関を含めた 9 社により総事業費 125 億円のうち総額 106 億円の協調融資（プロジェクトファイナンス）を組成。
- 木質バイオマス発電所の周辺雇用（本発電所における雇用、燃料となる木質チップ工場における雇用）等の経済波及効果をはじめ、間伐実施による環境保全や林業の活性化（人材育成）など、事業総体での地域活性化に貢献する事業。

### 取組のアピール点

#### ①社会ニーズへの対応

県土の約 7 割が森林を占める秋田県は、杉の生産量は日本一であり、一方で、間伐材から出る約 3 割の未利用材が森に捨てられており、新たな植樹等も出来ず、土砂崩れの原因にもなっていたため、当該事業は間伐材等の整備促進等の環境保全にも貢献。

#### ②事業モデルの革新性と持続可能性

これまで捨てられていた未利用材を、相場より高めの価格で発電事業者が購入し、山側に十分な利益を提供する一方で長期間の供給契約を締結。当該事業に対し、特別目的会社を設立しその事業収益のみを返済財源とするプロジェクトファイナンスのスキームを活用。

#### ③地域経済への効果

当該事業の 20 年間の経済波及効果は 501 億円、雇用効果は 4,710 人と試算。加えて、平成 27 年に開校した林業学校の 1 期生 18 名が、県内の森林組合、林業会社、木材加工会社などに就職。新しい雇用の創出、教育分野、若者の県外流出防止に間接的に貢献。

#### ④協働の実現

秋田県内でのバイオマス発電事業化のために国のサービスを活用し、各所（産学官金）からの支援を受け、当該事業実現に向けた研究会発足から 3 年 5 か月で運転開始を果たす。

#### ⑤国内他地域への展開

全国のバイオマス発電所に O&M サービスの提供を目指すべく、秋田で育成した人材を全国へ派遣する取組みを展開。

### 木質バイオマス発電事業



#### （株）ユナイテッドリニューアブルエナジー

- ✓ 地元の若手企業家のチャレンジ。
- ✓ 地域活性化に対する熱意とイノベーションを産学官金で支援

プロジェクト概要	秋田市向浜バイオマス発電所
発電規模	20,000kW（送電端17,400kW）
総事業費	約125.6億円
予想発電量	約139.2百万kwh/年間（売上高4,479百万）
一般消費電力	38,000世帯分 ※CO2は77千t/年削減

“未利用材”を生産者から買取



工場で“チップ燃料”へ



“燃料”を使って発電



経済効果

人材育成

環境保全

【図表1】経済波及効果の概要（20年間の合計）  
（フィデア総合研究所調べ）

	合計	初期投資の 効果	事業開始の 効果
経済波及効果	501億円	499億円	453億円
直接効果	264億円	30億円	235億円
第1次間接効果	161億円	10億円	151億円
第2次間接効果	76億円	9億円	68億円
雇用効果	4,710人	456人	4,254人

平成27年度『林業大学校』開校式




間伐材から約3期の未利用材発生  未利用材から木質チップ（燃料）へ  植樹。次の50年の山林再生へ 

秋田県を世界に誇るエネルギーのメッカへ

プロジェクトファイナンスの組成

北都銀行が中心となり、プロジェクトファイナンス組成

事業性評価開始から約2年で融資方針決定



オール秋田で支援



○選定理由

- 高齡化社会、人口減少、また経済の再生は地方の喫緊の課題であり、地域金融機関が果たす地域経済への貢献が期待されている。地域経済の活性化のためには、地域金融機関は従前のビジネスモデルに頼るのではなく、地域のサステナビリティを勘案しながら新しいビジネスモデルを構築する等の取組が有効と考えられる。地域の循環型社会に貢献する本取組は、SDGs（持続可能な開発目標）やESG（環境・社会・ガバナンス）の観点からも評価できる。
- 特に、東南アジア等の原産地での環境問題の懸念が残る PKS（パームヤシ殻）について、使用率を最大で30%に抑え、原産地での環境調査を取り入れるなどして、主燃料たる県産チップの補助燃料と位置付けたことに対して評価したい。また、県産チップの利用増加は、地域経済・雇用の拡大や森林整備等に繋がるものと考えられる。
- 以上の理由に加え、同行の取組みは、地域金融機関の視野を広げる事例であると言え、我が国における環境金融の普及・促進につながる好事例となることに期待を込めて、本事例を第6回最優良取組事例に選定した。

## 特別賞 運営委員長賞

# 7色の虹を千葉から未来へ ～千葉大学×京葉銀行ecoプロジェクト～

株式会社京葉銀行

### 概要

#### 【目的】

①「環境意識の啓発」②「地域社会の活性化と環境負荷削減への貢献」③「学生に対する社会勉強の機会の提供」

#### 【内容】

- 京葉銀行による千葉大学環境ISO学生委員会の環境活動支援
- 千葉大学生による京葉銀行お取引先への「エコアクション21」取得コンサルティングの実施
- 千葉大学と京葉銀行発案によるユニークな7つの環境貢献企画の実施
  - 千葉大生とともに考える企業のための環境ゼミナール（経営者向け環境啓発、環境負荷削減活動）
  - こどもエコまつり（地域住民・子供向け環境啓発、環境負荷削減活動）
  - 千産千消フェア～ちばを食べてエコしよう～（地産地消による環境負荷削減活動）
  - Chibaクリーンアクション（海岸清掃など環境ボランティア活動）
  - 都市鉱山発掘プロジェクト（銀行窓口への小型家電回収BOX設置による資源再利用意識の啓発活動）
  - エコ発信局（プレスリリース、各種媒体を活用した環境負荷削減に貢献する情報発信）
  - 京葉銀行エコチャレンジ（銀行各支店の環境への取組状況と改善結果を評価・表彰）

### 取組の効果や実績

【先進性】銀行窓口への小型家電回収BOXを設置による環境負荷低減、資源再利用の意識啓発活動

【独自性】国立大学と銀行の産学連携による包括的で大規模なプロジェクトの実施。学生参加による取組み。

【継続性・ステークホルダーへの意識改革を促す】通年で複数の企画を継続的に実施。次年度以降も継続の方針。

【社会へ与える影響】企業経営者から地域の子供まで幅広い対象への活動。SDGsの達成にもリンクする取組み。

#### 【実績】

＜実施済企画＞

①国内、国外の4つの環境イベントへの学生派遣を資金面から支援 ②8月20日こどもエコまつり（100家族以上の参加）③11月15日環境ゼミナール（参加74名）④エコ発信局：マスコミ報道（NHK、千葉テレビ、日経新聞、毎日新聞、千葉日報、日刊工業新聞、ニッキン）、銀行・千葉大学のホームページ、各種発行媒体への掲載、プロジェクト専用ロゴの作成⑤銀行支店の環境への取組状況と評価活動の実施

＜実施確定企画＞

①「EA21」取得コンサルティング②H30/2/12日千産千消フェア③H30/4小型家電回収BOX設置

### 該当原則

原則3 原則4 原則5 原則6 原則7

### 選定理由

地域金融と環境意識の高さで知られる国立大学が連携したユニークな取組。内容を含み高く評価できる。



## 特別賞 運営委員長賞

# 地域活性に資する NPO 団体・ソーシャルビジネス への総合支援の取組み

西武信用金庫

### 概要

当金庫では、2003 年より、NPO 等への積極的な融資や環境 NPO への支援により、環境意識を醸成する定期預金を開発。この取組は途中、東京都の「エコ金融プロジェクト」にも指定されました。2013 年からはこれらの取組を高度化させ、環境分野に限定することなく、福祉や教育、子育てといった様々な地域課題の解決に取り組む団体・活動に対する支援を地域金融機関の本業の一つとして実施しております（下記①～③）。本取組は、日本財団の「わがまち基金」プロジェクト第一号として認定頂き、双方の経営資源を最大限活用し、高い評価を頂いております（累計\_融資 385 件、約 45 億円、寄付 191 件、約 41 百万円）。このことで「地域力」を高め、持続可能な地域社会形成に貢献しようとするものです。

- ① 『街づくり定期預金 with 日本財団』: 定期預金利息の 20%をお客様から天引きさせて頂き、同額を当金庫も拠出。日本財団の交付金を加えた金額を NPO 団体等への寄付金の源資とする仕組み。
- ② 『西武ソーシャルビジネス成長応援融資「CHANGE (チェンジ)」』: 地域や社会課題解決に取り組むソーシャルビジネス、コミュニティビジネスなどの団体等が行う社会貢献性の高い事業の成長を応援する専用融資。
- ③ 『経営支援プログラム』: 上記②融資先に、NPO 支援の実績やノウハウのある NPO 法人 ETIC. などの専門家と連携し、事業成長を応援する経営相談、長期実践型インターンシップ等を実施。

### 取組の効果や実績

- ・ 寄付のみではなく融資も行い、また外部連携先の経営資源も活用して支援する金融機関の本業を通じた総合支援の取組です。
- ・ 当金庫職員がお客様へ NPO 等の活動を告知することで、お客様の NPO への理解を高めたり、参画機会を提供しようとするものです。
- ・ 当金庫職員も、自ら告知をすることで、NPO やソーシャルビジネスに対する意識が培われます。
- ・ 地域には現役時代の豊富な知見、経験等を活かしたシルバー世代の NPO やソーシャルビジネスも多く、その活動の支援を行う事で、次世代への人材・ノウハウ・ネットワーク等の承継となります。また、地域から期待され「やりがい」を感じ、生涯「現役」という意識から、認知症予防等にも繋がり、結果的に地方公共団体の医療費負担軽減等にも寄与されるものと思料します。
- ・ 『街づくり定期預金 with 日本財団』実績: 寄付金贈呈件数 99 団体、贈呈金額 約 2,500 万円。
- ・ 『西武ソーシャルビジネス成長応援融資「CHANGE」』、『経営支援プログラム』実績: 平成 29 年 11 月末時点実績\_貸出先数 60 先、融資実行金額 約 4 億 5 千万円。

### 該当原則

原則 1 原則 2 原則 3 原則 4 原則 6 原則 7

### 選定理由

地域金融機関に期待されるソーシャルファイナンスの担い手という機能への高い意識が感じられるため



## 特別賞 運営委員長賞

# 子ども向け環境情報誌 「JUNIOR SAFE」発行

株式会社三井住友銀行

### 概要

三井住友フィナンシャルグループでは、SDGsの達成およびESGに資する取組として、1996年4月にくらしと地球と金融をつなぐ環境情報誌「SAFE（“Sumitomo Mitsui Advanced Finance for Ecology”）」を創刊、20年超に亘り発行している。

2017年12月現在、第121号を発行、環境先進企業へのトップインタビューや環境経営、環境先進技術に関する取組の紹介などを行い、毎号4,000部を取引先企業等に配布している。

SAFE創刊20年目の節目には、地球の未来を担う子どもたちにも「環境」と「金融」の繋がりや、環境課題に取組む企業活動の紹介をすべく、JUNIOR SAFEを創刊（2015年12月）。

子どもたちの視点で分かり易く説明し、自らの消費行動がどのように環境や社会に影響を与え、変えていくことができるか、持続可能な社会の形成のために自らができる行動を考えてもらう機会を提供している。

### 取組の効果や実績

発行部数：15,000部超

掲載（設置）場所：当社HP、三井住友銀行全国の支店、SMBC信託銀行全国の支店、SMBCコンシューマーファイナンスのお客サービスプラザ等

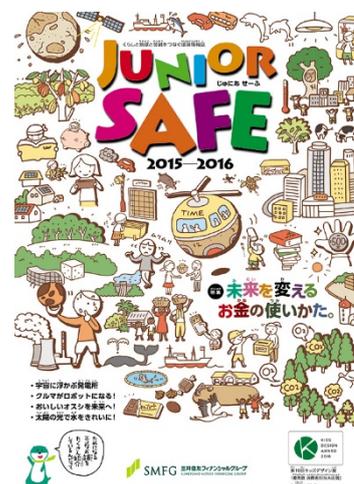
- ✓ 日本最大級の環境展示会エコプロ展での配布のほか、こどもエコクラブ（<http://www.j-ecoclub.jp/>）の開催する、全国フェスティバルに出展時に参加者へ配布。
- ✓ 当社が主催する子ども向けのイベントで教材として活用。「未来を変えるお金の使いかた」「エコなお金の使いかた」を学ぶ。その他、店頭でのご家族連れやお子さまへの配布のほか、地域貢献活動にて活用。
- ✓ 要望があった際には学校等にも配布し、授業の教材としても使用。
- ✓ 2016年度にはキッズデザイン協議会「第10回キッズデザイン賞 優秀賞 消費者担当大臣賞」受賞

### 該当原則

原則1 原則2 原則3 原則4 原則5 原則6 原則7

### 選定理由

定評ある環境情報を次世代に展開する試みであり、規模的にも社会的影響は大きく、高く評価出来る。



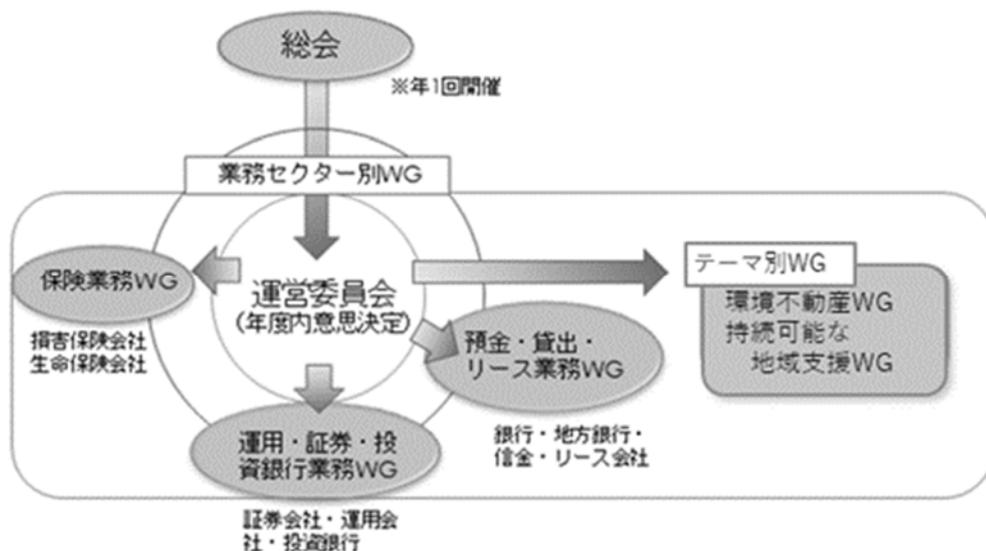
# 運営委員会の活動

- 平成29年度運営委員機関一覧（H30.3時点）  
（共同運営委員長は、機関名の左に◎）

## 金融機関名（五十音順）

株式会社 静岡銀行
◎ 損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
第一生命保険 株式会社
日興アセットマネジメント 株式会社
◎ 株式会社 日本政策投資銀行
株式会社 八十二銀行
株式会社 三井住友銀行
三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
リコーリース 株式会社

- 体制



# 運営委員会（第1回）

日時：平成29年5月23日（火）15:00～17:00

場所：三田共用会議所 第三特別会議室

## 1. 新共同委員長の選任について

- 共同委員長機関（任期2年）に関し、任期まで1年残す三井住友トラスト・ホールディングス株式会社より退任の意向。
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社が立候補。全会一致により選任。

## 2. 今年度の各ワーキンググループ（WG）の活動方針について

- 活動予定・方針に関し、自走化も踏まえて各WG座長より説明。

## 3. 今年度の活動計画について

### ●自走化スケジュールと具体的業務内容の再確認

- 内部で行う作業、外部に委託する作業を整理、自走化に向けた作業等を事務局から説明。作業委託も含め経費積算、想定される署名金融機関数により、年会費を3万円とした。
- 環境省としては、支援は継続的に行いたい考えを表明。
- 定時総会・シンポジウムは、ロジ面の外注、プログラム等の内部作業を前提に、シンポジウムは実施するかどうか議論。WGはWG内での運営。作業のためのタスクフォース（TF）設置、マニュアル化が必要かについて議論された。

### ●WEBサイトについて

- WEBサイトの重要性を踏まえ、WEBサイトのためのTF設置について議論。

### ●グッドプラクティスの取り扱い

- 事務局から、署名機関による互選という「グッドプラクティス選定」から最優良取組事例を選定し環境大臣賞を付与することを提案。これまでの課題も踏まえ、運営委員会での議論を依頼。
- 議論の結果、継続的な議論を行い、臨時運営委員会にて方針を決議することに。

## 4. 運営規定（案）について

- 自走化、会費発生を踏まえた運営規定の改定案を事務局から提示。事務局がそれぞれの運営委員から意見等をいただき、とりまとめた後、臨時総会にて決議を行うことに。

## 5. その他

### ●会員企業（署名金融機関等）について

- 子会社を含めた持株会社（ホールディングカンパニー等）の署名について、運営委員長より説明。運営委員会終了後、事務局より行う情報提供を元に、本件について意見を出していただくよう、運営委員長から各委員に依頼。

## 臨時総会

- 投票期間 : 平成 29 年 8 月 28 日 (月) ~ 9 月 25 日 (月)  
必要書類を 8 月 28 日 (月) 郵送
- 投票結果開票日 : 平成 29 年 9 月 25 日 (月)
- 投票方法 : 郵送または E メールによる投票

### 【議案】 運営規程の改定

9 月 25 日 (月) 時点の署名金融機関等の総数 253 のうち、228 の署名金融機関等より議決権行使書の提出を受け、かつ、以下のとおり賛成票が過半数を超えたことから、21 世紀金融行動原則運営規程第 19 条に基づき、本議案は可決。

〈議決権行使書の結果〉

- ・ 賛成 228
- ・ 反対 0

## 臨時運営委員会 (第 1 回)

日時 : 平成 29 年 11 月 8 日 (水) (電子メール 10 月 31 日 (火) ~)

### 1. 環境大臣賞 (最優良取組事例) 選定方法の変更について

- 第 2 回運営委員会での議論に基づき、平成 24 年度より業務部門ごとに互選にて選定してきたグッドプラクティスを廃止。
- 【議案】平成 26 年度より互選によるグッドプラクティスから選定委員会により選定、最優良取組事例を表彰したが、業務部門を越えて (グッドプラクティスを経ず) 募集事例より事務局による第一次審査の後、選定委員会により環境大臣賞総合部門及び地域部門を新たに設けて選定する。グッドプラクティス同様、任意による応募を継続。
- 全会一致にて可決。

## 運営委員会 (第 2 回)

日時 : 平成 29 年 11 月 20 日 (月) 15:00~17:00

場所 : 三田共用会議所 3 階大会議室

### 1. 今年度の活動等について

- 各 WG 座長より、今年度の WG の活動状況について進捗及び、今後の予定について報告。
- グッドプラクティスの廃止に伴い、2 つの大臣賞に加えて運営委員長賞の設置が決定。特色ある賞を選定するという方向で、詳細を第 3 回運営委員会で議論することとなった。

## 2. 21世紀金融行動原則の自走化について

- 事務局より、広報活動（地銀訪問）、会費徴収状況及び持ち株会社の署名形態変更について報告。
- 自走化に伴い新設される予定のホームページについては、クオリティコントロールの面から、掲載内容の最終確認の仕組みを設ける方向で検討することとされた。
- 自走化後の署名金融機関、運営委員機関、事務局の役割分担について、署名機関が主体性をもって取り組んでいく必要性が認識されるべきであるが、その上で、本行動原則の中心であるWG活動をしっかりと実施していくために必要なサポート（特にロジ面）をどこまで事務局が担うべきか、また外部機関としての環境省との連携を図るのか等の意見が出た。

## 3. 第3回運営委員会及び平成29年度定時総会について

- 任期満了に伴う総会共同議長及び運営委員の選任と監事の新規選任については、3月に開催する平成29年度定時総会にて承認を得るが、現運営委員は継続いただくことで了承。
- 第7回定時総会と同時開催されるシンポジウムを昨年を引き続きテーマ別意見交換会とすることが決定。テーマとしては、多くの署名金融機関が参加いただける内容が良いとされた。

## 運営委員会（第3回）

日時： 平成30年2月15日（木） 15:00～17:00

場所： 三田共用会議所 3階特別会議室

### 1. 今年度の活動について

- 各WG座長より、今年度のWGの活動状況について進捗及び、今後の予定について報告。

### 2. 優良取組事例の表彰について

- 大賞（最優良取組事例）は、環境大臣賞として総合・地域部門の2件、特別賞（優良取組事例）は、運営委員長賞として2件程度とされ、審査等のスケジュールが共有された。
- 各賞の選定方法（大賞の選定にあたっては選定委員会を設けること、特別賞については両運営委員長に一任）が、確認された。

### 3. 平成29年度定時総会・テーマ別意見交換会について

- 次期運営委員機関にりそな銀行が立候補する予定であることが共有された。
- テーマ別意見交換会のテーマとして「地方創生テーブル」と「ESG投資テーブル」の2つとし、署名金融機関による議論を活性化するために、地方創生は署名金融機関に参加を限定、ESG投資については署名金融機関の参加を優先することとなった。
- 総会決議事項となっている予算承認に向け、事務局より来年度予算案（運営委員限り資料）を提示したが、予算案を検討するには今年度の執行状況を示すことが必要となるので、平成29年度定時総会では参考資料として今年度の収支見込みを示し、新年度収支予算案を示すことができるかを検討することとなった。

#### 4. 事務局からの報告について

- 事務局より、署名金融機関の状況及び H29 年度会費徴収について報告。
- WEB サイトについては、環境省内のものから独自のサイトへの移行にあたり、署名金融機関からのリンクがはられていることがあるので、十分な周知期間を設けることとされた。

#### 5. 今後の運営について

- 年 2~3 回開催する運営委員会については、年度当初にスケジュールを組み、運営委員機関からの会場提供を受けやすいようにすることに決定。
- WEB サイトは、東京以外に拠点を持つ署名金融機関にとって重要であることが確認された上で、WEB サイト運営チームを運営委員会の下部チームとして設けることが決定。

# 平成29年度取組事例集の作成

- 運営規程第11条第2項（署名金融機関等の責務等）に基づき、署名金融機関等より提出された事例をとりまとめ取組事例集を作成した。
- ただし、自走化にともなう支出削減及びホームページ立ち上げ（これまでの環境省サイト内のものとは異なる21世紀金融行動原則独自のもの）により、昨年度までの冊子への作成は行わず電子データによる取組事例集となる。

運営規程：（署名金融機関等の責務等）

## 第11条

2. 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、毎年10月末日まで（署名を行う年にあつては、可能な限り第6条に基づき行われる署名書式提出時）に別添5の様式により事務局に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添5の様式の提出に代えることができる。

別添5

【記入様式】  
 一般に公開しても支障ない範囲で、事例を記入してください。  
 ただし、公開を希望しない場合は、「非公開を希望」のチェックボックスにチェックして下さい。  
 また、原稿に即した取組について、各種報告書等において既に公表されている場合には、当該報告書等の提出をもって本様式の提出に代えることが可能です。  
 事例が複数に渡る場合は、事例ごとに下記の表を縦向き追加の上ご使用ください。

取 組 事 例	
金融機関等の名称	
事例番号	新規・修正あり・修正なし・削除 <input type="checkbox"/> 非公開を希望 <input type="checkbox"/>
該当する原則の番号	1・2・3・4・5・6・7・他
取組事例の名称または概要	
取組事例の詳しい紹介	
取組みの特徴	
事例番号	新規・修正あり・修正なし・削除 <input type="checkbox"/> 非公開を希望 <input type="checkbox"/>
該当する原則の番号	1・2・3・4・5・6・7・他
取組事例の名称または概要	
取組事例の詳しい紹介	
取組みの特徴	
事例番号	新規・修正あり・修正なし・削除 <input type="checkbox"/> 非公開を希望 <input type="checkbox"/>
該当する原則の番号	1・2・3・4・5・6・7・他
取組事例の名称または概要	
取組事例の詳しい紹介	
取組みの特徴	

※「修正あり・修正なし・削除」の場合は、昨年度記載された事例の名称をご記入ください。  
 ※「新規・修正あり・修正なし・削除」は該当するもののみを、他を削除してください。大欄な修正でなく、文言や数値データの修正の場合は「修正あり」を勾选してください。  
 ※「非公開を希望」の場合はに口を■に変更してください。  
 ※「該当する原則の番号」は該当番号を渡し、該当しない番号を削除してください。

※ 21世紀金融行動原則  
 運営規程 別添5

# ワーキンググループ(WG)の活動

## ■平成29年度ワーキンググループ(WG)座長機関一覧(H30.3時点)

業態別 WG	運用・証券・投資銀行業務WG	東京海上アセットマネジメント 株式会社 株式会社 リそな銀行
	保険業務WG	株式会社 日本政策投資銀行 株式会社 八十二銀行
	預金・貸出・リース業務WG	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
テーマ別 WG	環境不動産WG	株式会社 ヴォンエルフ
	持続可能な地域支援WG	三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社

# 会費の徴収状況

## 1. 署名金融機関の状況について

署名金融機関数（平成 30 年 3 月 5 日時点）：256 機関

- ・ うち運用 WG      26 機関
- 保険 WG      25 機関
- 預貸 WG      205 機関

## 2. 会費徴収状況について

- ・ 9 月 26 日より会費徴収開始（12 月 27 日期限）
- ・ 3 月 5 日時点： 入金済              252 機関（完了率 98.4%）  
                    未入金              4 機関（途中入会で対応中のものも含む）  
                    入金額計      7,445,000 円
- ・ 今年度 5 月以降の新規署名金融機関等については、月割りで徴収

以 上

# 今後の運営について

## 1. 新規ホームページ公開

- URL [www.pfa21.jp](http://www.pfa21.jp)
- 公開日：3月7日（水）
- 会員のみアクセスを限定する機能の追加。  
3月中に各機関にIDとパスワードを送付予定。
- 事例集のデータベース化。検索機能を設けている。
- 現存の環境省サイトの中にあるホームページURLからは、新しいサイトへ誘導する。また、各署名金融機関からのリンク先においても、順次変更をお願いしたい。

## 2. 次年度の活動予定

- 次年度第一回目の運営委員会は、5月中旬を予定。そこで、監査報告を行っていただき、6月には臨時総会（メールベース）を開催し、会費の使途内容を確認いただく。
- 各WGを中心とした活動を継続し、その概要は新設ホームページへ随時掲載していく。情報発信が行いやすくなったため、情報発信の強化やオリジナルコンテンツの提供などにも取り組みたい。一方、掲載内容を管理する必要性が生じるため、運営委員会の有志を中心としたHPチームを組成予定。
- 地方開催のWGを次年度も行う。是非とも、開催にあたりホスト役を担っていただける地域金融機関を募りたい。

以 上

# 参考資料

## 【参考資料 1】

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」  
運営規程

## 【参考資料 2】

21 世紀金融行動原則署名金融機関一覧

## 【参考資料 3】

21 世紀金融行動原則 新ホームページイメージ

## 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」運営規程

平成23年11月8日制定  
平成24年5月11日改正  
平成25年4月24日改正  
平成26年1月28日改正  
平成26年5月9日改正  
平成26年10月30日改正  
平成28年2月5日改正  
平成29年9月25日改正

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称)

この原則は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（通称：21世紀金融行動原則）」と称し、英文では、Principles for Financial Action towards a Sustainable Society (Principles for Financial Action for the 21st Century, 略称 PFA21) と表記する。

### 第2章 定義及び目的

#### 第2条 (定義)

1. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」の普及促進及び改正等の運営については、この運営規程（以下「運営規程」という。）の定めるところによる。
2. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」関連文書（以下「行動原則関連文書」という。）は、次のとおりとする。
  - (1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」（以下「行動原則」という。）
  - (2) 次に掲げる業務別ガイドライン（以下総称して「業務別ガイドライン」という。）
    - ア. 「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」
    - イ. 「保険業務ガイドライン」
    - ウ. 「預金・貸出・リース業務ガイドライン」

#### 第3条 (目的)

金融機関等が行動原則に則り、行動指針として定めた「業務別ガイドライン」を参考として、相互の協働を図るとともに、諸団体及び国際機関と連携する等を通じて、環境金融に対する積極的な活動を促進し、もって我が国における持続可能な社会を形成し、グローバル社会の一員

として地球規模で社会の持続可能性を高めることへ貢献することを目的とする。

### 第3章 署名金融機関等

#### 第4条（参加資格）

1. 行動原則に署名を行える者の範囲については、我が国の法令に基づき設立され、かつ適切な業務運営がなされている預金取扱金融機関、機関投資家、NPO バンクその他の金融機関等（以下「金融機関等」という。）とする。
2. 前条の規定にかかわらず、我が国において業務実態のない者、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行った者又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）と関連を有する者のいずれかに該当する場合は、前条において適切な業務運営がなされていないものとみなす。

#### 第5条（参加手続）

1. 行動原則への参加を希望する金融機関等は、別添1の署名書式に必要事項を記載の上、金融機関等において代表権を有する者が署名又は記名・押印し、第24条に規定する運営委員会の共同委員長（以下「運営委員会委員長」という。）に提出しなければならない。
2. 署名の効力は、運営委員会委員長が、前項の規定により提出された署名書式を受け付けた場合において、当該署名書式に記載された日から発生するものとする。ただし、運営委員会委員長が当該提出者について、前条第2項に規定する場合においては、これを受け付けないものとする。
3. 行動原則への参加は、前項の規定において、署名の効力が発生した日とする。
4. 署名手続きは、法人ごとに行うものとし、その効力は、当該法人のみに及ぶものとする。

#### 第6条（会費）

1. 行動原則に参加した金融機関等（以下「署名金融機関等」という。）は、会費を負担しなければならない。
2. 署名金融機関等は、毎年6月末日までに、当該年度の会費として年3万円を、第34条に規定する事務局（以下「事務局」という。）が指定する銀行口座宛に、支払うものとする。ただし、初めて参加した金融機関等は、その参加の日から起算して3月以内に、当該年度の会費を支払うものとする。
3. 前項ただし書の場合において、当該会費の額は、初めて参加した月を含む当該年度の残りの期間を対象に、年額の月割起算により算出した金額とする。

#### 第7条（名称変更）

署名金融機関等は、その名称に変更があったときは、別添2の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに届け出なければならない。

#### 第8条（失効）

1. 署名金融機関等が、組織の再編又は消滅等に伴い、署名の効力を維持できなくなるときは、別添3の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに届け出なければならない。
2. 前項の規定により、署名金融機関等の資格が失効した場合においても、当該年度に係る未納の会費は納付するものとし、既納の会費は返還されないものとする。
3. 署名の効力は、第1項の規定により運営委員会委員長が受け付けた別添3の様式に記載された日において失われるものとする。

#### 第9条（撤回）

1. 署名金融機関等は、別添4の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに提出することにより、当該署名を撤回することができる。
2. 前項の規定により、署名金融機関等が資格を喪失した場合においても、当該年度に係る未納の会費は納付するものとし、既納の会費は返還されないものとする。
3. 署名の効力は、第1項の規定により運営委員会委員長が受け付けた別添4の様式に記載された日において失われるものとする。

#### 第10条（地位の取消）

第27条第2項に基づく取消の議決が行われた場合には、運営委員会委員長は当該議決の対象となった署名金融機関等にその旨通知する。

#### 第11条（署名金融機関等の責務等）

1. 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めることとする。
2. 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、毎年10月末日まで（署名を行う年にあつては、可能な限り第6条に基づき行われる署名書式提出時）に別添5の様式により事務局に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添5の様式の提出に代えることができる。
3. 署名金融機関等は、行動原則に署名している旨を開示する目的で、行動原則の名称を使用することができる。
4. 署名金融機関等は、行動原則関連文書の改正、普及促進等に関する提案を第22条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出することができる（様式は問わない）。

## 第4章 総会

### 第12条（構成）

総会は、全ての署名金融機関等をもって構成する。

### 第13条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 第22条第2項に規定する運営委員の選任及び解任
2. 第15条第1項に規定する監事の選任及び解任
3. 事務局の選定
4. 行動原則の改正（軽微なものを除く）
5. 運営規程の改正（軽微なものを除く）
6. 予算の承認
7. 収支報告書の承認
8. 会費及び署名金融機関等の会費分担基準
9. 解散及び残余財産の分配
10. その他次条に規定する総会の共同議長（以下「共同議長」という。）が必要と認める事項

### 第14条（議長）

1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から2機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
2. 議長の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。

### 第15条（監事）

1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として2機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は4年とする。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
  - (2) 前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は運営委員会に報告すること。

### 第16条（開催）

1. 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年1回1月から3月までの間に開催し、

臨時総会は必要に応じて開催する。

2. 臨時総会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。
3. 総会は、オブザーバーを受け入れることができる。オブザーバーの参加は、共同議長の承認を必要とするものとする。オブザーバーは、共同議長の求めに応じて意見を述べることができるが、議決権を有しないものとする。

#### 第17条（招集）

1. 総会の招集は、運営委員会がこれを決定し、共同議長が招集する。
2. 共同議長は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の15日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の7日前までに、それぞれ署名金融機関等にその旨を通知するものとする。
3. 署名金融機関等は、運営委員会委員長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

#### 第18条（議決権）

総会における議決権は、署名金融機関等1機関につき1個とする。

#### 第19条（決議）

総会の決議は、法令又は運営規程に別段の定めがある場合を除き、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等が出席し、出席した署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。ただし、第16条第2項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により臨時総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。

#### 第20条（代理又は書面等による議決権の行使）

1. 総会に出席することができない署名金融機関等は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の署名金融機関等を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該署名金融機関等又は代理は、代理権を証明する委任状を書面にて運営委員会へ提出するものとする。
2. 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関等は、当該議決権行使書により議決権を行使することができるものとする。当該議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 各議案の内容及び当該議案についての賛否を記載する欄
  - (2) 署名金融機関等による賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱い

の内容

3. 第1項及び第2項の規定により、代理人又は書面により行使された議決権の数は出席した署名金融機関等の数に参入する。

#### 第21条（議事概要）

総会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により通知する。

### 第5章 運営委員会

#### 第22条（構成）

1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として10機関選任されるものとする。
3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の20日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則2年とし、再任を妨げない。
5. 第29条に規定するワーキンググループの座長は、原則として運営委員会に出席し、ワーキンググループの活動内容の報告等を行うものとする。
6. 運営委員会は、運営委員会委員長の承認を得て、アドバイザー及びオブザーバー（以下「アドバイザー等」という。）を受け入れることができる。アドバイザーは、運営委員会の運営方針やワーキンググループの活動等に対して助言を述べるができるものとし、オブザーバーは、運営委員会委員長の求めに応じて意見を述べるができるものとする。この場合において、アドバイザー等は、議決権を有しないものとする。

#### 第23条（決議事項）

運営委員会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 総会の招集
2. 総会に付議する議案
3. 行動原則関連文書の普及促進
4. ワーキンググループの設置及び廃止
5. 行動原則及び運営規程の軽微な改正
6. 業務別ガイドラインの策定及び改廃
7. 署名金融機関等の地位の取消
8. その他運営委員会委員長が必要と認める事項

#### 第 24 条 (委員長)

1. 運営委員会に、原則として運営委員の中から 2 機関の共同委員長を置き、互選によってこれを定める。共同委員長は共同で会務を総理する。
2. 運営委員会委員長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

#### 第 25 条 (開催)

1. 運営委員会は、定時運営委員会及び臨時運営委員会とし、定時運営委員会は原則年 2 回開催し、臨時運営委員会は必要に応じて開催するものとする。
2. 運営委員会の開催は、運営委員会委員長がこれを決定し、行うものとする。運営委員は、運営委員会委員長に対し、運営委員会の目的である事項及び開催の理由を示して、臨時運営委員会の開催を請求することができる。
3. 運営委員会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により開催することができる。

#### 第 26 条 (議決権)

運営委員会における議決権は、運営委員たる署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

#### 第 27 条 (決議)

1. 運営委員会の決議は、法令又は行動原則に別段の定めがある場合を除き、運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の過半数をもって行う。ただし、第 25 条第 3 項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により臨時運営委員会が開催された場合における決議は、運営委員の過半数から書面又は電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた運営委員の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、署名金融機関等が第 4 条第 2 項に該当することが判明した場合には、運営委員の過半数が出席する運営委員会において、出席する運営委員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって、当該署名金融機関等の地位の取消を決することができる。

#### 第 28 条 (議事概要)

運営委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により通知する。

### 第 6 章 ワーキンググループ

#### 第 29 条 (構成)

1. 運営委員会は、必要に応じてその決議により、ワーキンググループの設置及び廃止を行うことができる。
2. ワーキンググループの座長は、運営委員会の決定により、運営委員会委員長が委嘱するものとする。

### 第 30 条 (所管)

ワーキンググループは、次の事項に関する審議を行い、運営委員会の求めに応じて報告を行うものとする。

1. 業務別ガイドラインの策定及び改正
2. 第 11 条第 2 項の規定に基づき署名金融機関等により報告される取組事例の取扱い
3. その他必要な事項

### 第 31 条 (開催)

ワーキンググループは、必要に応じて座長が開催し、書面、電磁的方法その他座長が適切と認める方法により開催することができる。

## 第 7 章 資産及び会計

### 第 32 条 (事業年度)

行動原則の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 33 条 (事業報告及び決算)

行動原則の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局がただちに書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 回運営委員会開催時に報告しなければならない。

## 第 8 章 事務局

### 第 34 条 (事務局)

1. 行動原則の事務を処理するために事務局を設ける。
2. 事務局は、運営委員会により選出され、総会の承認を得るものとする。
3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、平成 32 年 3 月末日までとし、再任を妨げない。

### 第 35 条 (所管)

事務局は、次に掲げる事項について業務を遂行し、行動原則の活動を補佐する。

1. 会費の徴収及び管理
2. 運営委員会、総会及びワーキンググループに関する準備及び対応
3. その他運営委員会が必要と認める事項

## 第 9 章 雑則

### 第 36 条 (雑則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会委員長が運営委員会に諮って定める。

## 附則

### 第 1 条 (施行)

この規程は、平成 23 年 11 月 8 日から施行する。

### 第 2 条 (会費)

第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、署名金融機関等は、平成 29 年 12 月末日までに、当該年度の会費として 3 万円を、第 34 条に規定する事務局が指定する銀行口座宛に支払うものとする。

### 第 3 条 (収支報告決議)

第 13 条第 7 項においては、毎年 6 月に臨時総会を開催し、その決議をもってこれを承認するものとする。ただし、その開催方法は、電磁的方法により行うものとし、この場合の決議は、署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。なお、この場合に限り、第 19 条の規定にかかわらず、当該議案に反対する署名金融機関等のみ返信するものとし、返信しない場合には、賛成したものとみなす。

以 上

## 21 世紀金融行動原則署名金融機関等一覧

アースパワー 株式会社	株式会社 九州リースサービス
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	九州労働金庫
愛銀リース 株式会社	株式会社 紀陽銀行
株式会社 愛知銀行	京銀リース・キャピタル 株式会社
IBJL東芝リース 株式会社	株式会社 京都銀行
株式会社 青森銀行	京都信用金庫
株式会社 秋田銀行	共友リース 株式会社
アクサ生命保険株式会社	きらやかリース 株式会社
株式会社 足利銀行	桐生信用金庫
尼崎信用金庫	近畿総合リース 株式会社
アライアンス・バーンスタイン 株式会社	近畿労働金庫
アルプスファイナンスサービス 株式会社	グランド山形リース 株式会社
株式会社 阿波銀行	ぐんぎんリース 株式会社
阿波銀リース 株式会社	株式会社 群馬銀行
飯田信用金庫	株式会社 京葉銀行
イーデザイン損害保険 株式会社	興銀リース 株式会社
株式会社 イオン銀行	株式会社 高知銀行
株式会社 池田泉州銀行	株式会社 西京銀行
池田泉州リース 株式会社	株式会社 ザイマックス不動産投資顧問
いちご株式会社	株式会社 佐賀銀行
茨城県信用組合	株式会社 山陰合同銀行
株式会社 伊予銀行	山陰総合リース 株式会社
いよぎんリース 株式会社	CSRデザイン環境投資顧問 株式会社
株式会社 岩手銀行	JA三井リース 株式会社
株式会社 インターリスク総研	株式会社 滋賀銀行
株式会社 インテグレックス	しがぎんリース・キャピタル 株式会社
株式会社 ヴォンエルフ	株式会社 四国銀行
SMFLキャピタル 株式会社	四国労働金庫
SMBC日興証券 株式会社	株式会社 静岡銀行
株式会社 SBJ 銀行	静岡県労働金庫
NECキャピタルソリューション 株式会社	しずおか信用金庫
NTT ファイナンス 株式会社	株式会社 静岡中央銀行
株式会社 愛媛銀行	静岡リース 株式会社
愛媛信用金庫	株式会社 七十七銀行
MS&AD インシュランス グループ ホールディングス株式会社	株式会社 清水銀行
MCUBS MidCity 株式会社	清水リース&カード 株式会社
株式会社 大分銀行	株式会社 十八銀行
大阪厚生信用金庫	株式会社 十六銀行
大阪シティ信用金庫	十六リース 株式会社
大阪信用金庫	首都圏リース 株式会社
おかしんリース 株式会社	商工中金リース 株式会社
株式会社 沖縄海邦銀行	株式会社 荘内銀行
株式会社 沖縄銀行	城南信用金庫
沖縄県労働金庫	城北信用金庫
オリックス 株式会社	株式会社 常陽銀行
オリックス銀行 株式会社	昭和リース 株式会社
株式会社 鹿児島銀行	しんきん総合リース 株式会社
株式会社 関西アーバン銀行	スルガ銀行 株式会社
関西アーバン銀リース 株式会社	静岡信用金庫
株式会社 北九州銀行	西武信用金庫
岐阜信用金庫	セゾン自動車火災保険 株式会社
九州キャピタルファイナンス 株式会社	株式会社 セブン銀行

損害保険ジャパン日本興亜 株式会社  
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント 株式会社  
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険 株式会社  
そんぽ24損害保険 株式会社  
SOMPOホールディングス 株式会社  
SOMPOリスケアマネジメント 株式会社  
第一生命保険 株式会社  
株式会社 大光銀行  
株式会社 第三銀行  
株式会社 第四銀行  
第四リース 株式会社  
株式会社 大東銀行  
大同生命保険 株式会社  
太陽生命保険 株式会社  
株式会社 大和証券グループ本社  
大和証券投資信託委託 株式会社  
高崎信用金庫  
株式会社 筑邦銀行  
株式会社 千葉銀行  
ちばぎんリース 株式会社  
株式会社 千葉興業銀行  
中央労働金庫  
株式会社 中京銀行  
中京総合リース 株式会社  
中銀リース 株式会社  
株式会社 中国銀行  
中国労働金庫  
中日信用金庫  
銚子信用金庫  
株式会社 筑波銀行  
鶴岡信用金庫  
T&D アセットマネジメント 株式会社  
T&D フィナンシャル生命保険 株式会社  
株式会社 T&D ホールディングス  
T & Dリース 株式会社  
ディー・エフ・エル・リース 株式会社  
東海労働金庫  
東京海上アセットマネジメント 株式会社  
東京海上キャピタル 株式会社  
東京海上日動あんしん生命保険 株式会社  
東京海上日動火災保険 株式会社  
東京海上ミレア少額短期保険 株式会社  
株式会社 東京スター銀行  
東京センチュリー 株式会社  
東京 TYリース 株式会社  
株式会社 東京都民銀行  
東銀リース 株式会社  
とうしんリース 株式会社  
東濃信用金庫  
株式会社 東邦銀行  
株式会社 東北銀行  
東北労働金庫  
株式会社 鳥取銀行  
株式会社 トマト銀行  
トマトリース 株式会社  
株式会社 富山第一銀行

富山リース 株式会社  
豊橋信用金庫  
とりぎんリース 株式会社  
株式会社 ながぎんリース  
長野県労働金庫  
中ノ郷信用組合  
株式会社 名古屋リース  
株式会社 南都銀行  
南都リース 株式会社  
新潟県労働金庫  
新潟信用金庫  
西尾信用金庫  
にしんリース 株式会社  
株式会社 西日本シティ銀行  
株式会社 西日本総合リース  
日興アセットマネジメント 株式会社  
日新火災海上保険 株式会社  
ニッセイアセットマネジメント 株式会社  
日通商事 株式会社  
株式会社 日本政策投資銀行  
二本松信用金庫  
ネオファースト生命保険 株式会社  
農林中央金庫  
のと共栄信用金庫  
野村アセットマネジメント 株式会社  
野村証券 株式会社  
株式会社 八十二銀行  
八十二リース 株式会社  
浜銀ファイナンス 株式会社  
日立キャピタル 株式会社  
ひめぎん総合リース 株式会社  
株式会社 百五銀行  
百五リース 株式会社  
株式会社 百十四銀行  
兵庫信用金庫  
ひろぎんリース 株式会社  
株式会社 広島銀行  
株式会社 福井銀行  
株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ  
株式会社 福銀リース  
株式会社 福島銀行  
株式会社 福邦銀行  
芙蓉総合リース 株式会社  
碧海信用金庫  
へきしんリース 株式会社  
ペット&ファミリー少額短期保険 株式会社  
株式会社 豊和銀行  
株式会社 北越銀行  
北越リース 株式会社  
北銀リース 株式会社  
株式会社 北都銀行  
株式会社 北洋銀行  
株式会社 北陸銀行  
北陸労働金庫  
株式会社 北海道銀行  
北海道リース 株式会社

北海道労働金庫  
株式会社 北國銀行  
北国総合リース 株式会社  
三重リース 株式会社  
みさき投資 株式会社  
株式会社 みずほフィナンシャルグループ  
株式会社 みちのく銀行  
三井住友アセットマネジメント 株式会社  
三井住友海上あいおい生命保険 株式会社  
三井住友海上火災保険 株式会社  
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社  
株式会社 三井住友銀行  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 株式会社  
三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社  
三井住友ファイナンス&リース 株式会社  
三井ダイレクト損害保険株式会社  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
三菱電機クレジット 株式会社  
株式会社 三菱東京UFJ銀行  
三菱UFJ信託銀行 株式会社

三菱UFJリース 株式会社  
株式会社 みなと銀行  
株式会社 南日本銀行  
株式会社 宮崎銀行  
株式会社 宮崎太陽銀行  
株式会社 武蔵野銀行  
明治安田アセットマネジメント 株式会社  
株式会社 めぶきリース  
株式会社 もみじ銀行  
盛岡信用金庫  
株式会社 八千代銀行  
株式会社 山形銀行  
株式会社 山口銀行  
大和信用金庫  
株式会社 山梨中央銀行  
株式会社 横浜銀行  
リコーリース 株式会社  
株式会社 リそなホールディングス  
株式会社 琉球銀行  
労働金庫連合会

署名金融機関数 256 団体(平成 30 年 3 月 5 日現在)

※金融機関名の五十音順

# 21世紀金融行動原則 新ホームページ イメージ

トップページ



ワーキンググループ (WG) 紹介



取組事例集 データベース検索



**持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則  
(21世紀金融行動原則)**

**【事務局】**

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル 8階  
TEL: 03-5825-9735 E-mail: kankyo\_kinyu@gef.or.jp

(担当) 根津 亜矢子 / 瀬戸 進一

**【パートナー】**

環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目 2-2  
TEL: 03-5521-8240 E-mail: principle@env.go.jp

(担当) 大臣官房環境経済課

課 長：奥山 祐矢  
課長補佐：田辺 敬章  
担 当：小林 弘幸

平成 30 年 3 月 7 日

